

三春町雇用促進奨励金交付制度（概要）

1 目的

町内における工場等の新設又は増設に伴う新規雇用に対して奨励金を交付することにより、雇用機会の拡大を図るとともに若年層の地域定住を促進し、本町の活性化に寄与することを目的とする。

2 奨励金交付対象者

次の要件を全て満たす会社及び個人事業者（町内に事業所を有し、かつ、健康保険法に規定する適用事業所に限る）

- （１） 町内において、日本標準産業分類に定める製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業の業務に使用する施設の工場等を新設又は増設していること（※平成23年3月11日以降に工事を着手したものに限る）
- （２） 工場等の新設又は増設に伴う投下固定資産額が5,000万円以上であること。
- （３） 工場等の新設又は増設した日から1年以内に新規に被雇用者を雇用し、かつ、6箇月又は1年以上継続して雇用していること。
- （４） 町税の滞納がないこと

3 奨励金の対象となる被雇用者の要件

次の要件を全て満たすこと

- （１） 新規に雇用された日における年齢が満40歳未満であること
- （２） 雇用された日から継続して三春町に住所を有すること
- （３） 雇用された日から継続して当該会社等に勤務する者であること
- （４） 期間の定めのない契約により雇用された者であること
- （５） 短時間労働者の対象とならない労働者であること
- （６） 派遣労働者として雇用された者でないこと
- （７） 雇用保険の被保険者として雇用されている者であること
- （８） 健康保険法に規定する健康保険の被保険者として雇用されている者であること
- （９） 厚生年金保険の被保険者として雇用されている者であること
- （１０） 平成25年4月1日以降に新規に雇用された者であること

4 奨励金額

- （１） 一般雇用・・・20万円／新規雇用者1人あたり
- （２） 新卒者雇用・・・30万円／新規雇用者1人あたり
※ 新卒者とは、学校等を卒業した者で、卒業した日から翌年度の3月31日までの者をいう。
※一事業所あたりの交付限度額は3,000万円

5 交付方法

雇用された日から6か月経過後に第1期分として奨励金額の2分の1、1年経過後に第2期分として奨励金額の2分の1を交付する。

6 申請受付

- （１） 第1期：交付対象（雇用された日から6か月経過後）となった日から3か月以内
- （２） 第2期：交付対象（雇用された日から1年経過後）となった日から3か月以内